

☆
☆ 大 阪 南 消 防 組 合 議 会 ☆
☆
☆ 定 例 会 議 案 書 ☆
☆
☆ 令 和 6 年 第 3 回 ☆
☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

(令和 6 年 1 1 月 8 日)

日 程 表

令和6年11月8日 定例会

日 程	番 号	題 名	ページ
第 1		議会運営委員会委員長報告	
第 2		会議録署名議員の指名について	
第 3		会期の決定について	
第 4		議長の辞職許可について	1
第 5	選挙第3号	議長の選挙について	3
第 6		副議長の辞職許可について	4
第 7	選挙第4号	副議長の選挙について	6
第 8	選任第2号	議会運営委員会委員の選任について	7
第 9	報告第7号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」	8
第 10	報告第8号	専決処分報告について「財産の取得について」	10
第 11	報告第9号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」	14
第 12	議案第34号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	16
第 13	議案第35号	大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	17
第 14	認定第1号	令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	19 別冊
第 15		一般質問について	

議長の辞職許可について

議長 笠原由美子 は、令和6年11月8日付けをもって議長の職を辞したい旨、別紙のとおり辞表を提出されたので、これを許可するものとする。

令和6年11月8日提出

即日許可

大阪南消防組合議会
副議長 尾崎 哲哉

辞職願（写）

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお願いいたします。

令和6年11月8日

大阪南消防組合議会
副議長 尾崎 哲哉 様

大阪南消防組合議会
議長 笠原 由美子

選挙第 3 号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

令和 6 年 1 1 月 8 日提出

大阪南消防組合議会
副議長 尾崎 哲哉

当選

草尾勝司

副議長の辞職許可について

副議長 尾崎 哲哉 は、令和6年11月8日付けをもって副議長の職を辞したい旨、別紙のとおり辞表を提出されたので、これを許可するものとする。

令和6年11月8日提出

即日許可

大阪南消防組合議会
議長 草尾 勝司

辞職願（写）

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお願いいたします。

令和6年11月8日

大阪南消防組合議会議長 様

大阪南消防組合議会
副議長 尾崎 哲哉

選挙第 4 号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

令和 6 年 1 1 月 8 日提出

大阪南消防組合議会
議 長 草尾 勝司

当 選

三島克則

選任第 2 号

議会運営委員会の委員の選任について

大阪南消防組合議会議会運営委員会委員を次のとおり選任する。

令和 6 年 1 1 月 8 日 提出

大 阪 南 消 防 組 合 議 会
議 長 草 尾 勝 司

議会運営委員会

委 員	遠藤 智子
委 員	峯 弘之
委 員	西田 いく子
委 員	高田 伸也
委 員	峯 満寿人
委 員	笹井 喜世子
委 員	山本 忠司
委 員	千福 清英

報告第7号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和6年11月8日提出

報告

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第5号 損害賠償の額の決定について

専決第5号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和6年6月10日専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	当 事 者
救急出場中 に お け る 破 損 事 故	令和6年5月19日 6時28分頃 富田林市美山台	富田林市内 所有者	41,800円	大阪南消防 組合

報告第 8 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 11 月 8 日提出

報告

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第 6 号 財産の取得について

専決第6号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和6年7月22日専決

即日承認

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

- | | | | |
|---|-----------|-------------------|------------------|
| 1 | 名 称 | 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車 | |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 消防設備の更新 | |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札 | |
| 4 | 取 得 価 格 | 60,720,000円 | |
| 5 | 取得の相手方 | 住 所 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地 |
| | | 名 称 | 株式会社モリタ関西支店 |
| | | 代表者 | 支店長 谷口 裕和 |
| 6 | 支 出 科 目 | (款) 消防費 | (項) 消防費 |
| | | (目) 常備消防費 | (節) 備品購入費 |

参考

入 札 経 過

入札執行日時 令和6年6月17日(月)

業者名	1 回			備考
(株)赤尾 大阪営業部	57,800,000			
小川ポンプ工業(株)	55,900,000			
(株)関電 L&A	事前辞退			
(株)阪和総合防災 南大阪支店	事前辞退			
キンパイ商事(株)	事前辞退			
(株)モリタテクノス 関西支店	事前辞退			
(株)モリタ 関西支店	55,200,000	落札		
(株)関西マツタ	事前辞退			
(株)マトイ防災	58,500,000			
(株)ナカムラ消防化学 大阪営業所	事前辞退			
ジーエムいちほら工業(株)	事前辞退			
長野ポンプ(株) 大阪営業所	事前辞退			
日本機械工業(株) 大阪営業所	56,200,000			
桜ホース(株) 大阪営業所	58,000,000			
木内ポンプ(株)	事前辞退			
大阪日野自動車(株)	事前辞退			
日本ドライケミカル(株) 大阪支店	事前辞退			
いすゞ自動車近畿(株) 阪和美原支店	欠席			
羽曳野自動車工業(株)	欠席			
カラーリンク・プラスメルヘン	欠席			
三菱ふそうトラック・バス(株) 近畿ふそう東大阪支店	事前辞退			
日産大阪販売(株)藤井寺インター店	事前辞退			
新明和工業(株) 流体事業部 営業本部 関西支店	欠席			
有明自動車	欠席			
山本自動車整備工場	欠席			
有限会社南自動車修理工作所	事前辞退			
樋井自動車工業所	欠席			
株式会社菊水自動車	欠席			
有限会社キクスイ	欠席			
富田林市自動車協同組合	欠席			

納 期 令和 7 年 3 月 3 1 日

予算額 6 5 , 0 2 5 , 9 6 9 円 (税込)

税抜き金額 5 5 , 2 0 0 , 0 0 0 円

消費税 5 , 5 2 0 , 0 0 0 円

取得価格 6 0 , 7 2 0 , 0 0 0 円

報告第 9 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年 11 月 8 日提出

報告

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第 7 号 損害賠償の額の決定について

専決第7号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和6年9月3日専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	当 事 者
救急出場中 に お け る 破 損 事 故	令和6年6月22日 21時36分頃 富田林市向陽台	富田林市内 所有者	311,300 円	大阪南消防 組合

議案第 3 4 号

大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 1 1 月 8 日提出

即日同意

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 中村保治

生年月日 [REDACTED]

議案第 35 号

大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年11月8日提出

即日同意

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

氏 名 布施 裕（ふせ ゆたか）

住 所 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

略 歴 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

認定第1号

令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算を次のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年11月8日提出

即日認定

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

令和５年度大阪南消防組合

一般会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

地方自治法第２３３条第２項の規定により、審査に付された令和５年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算

2 審査の期日

令和６年７月１７日

3 審査の方法

審査にあたっては、令和５年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算書及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、決算の計数が正確であるかを関係諸帳簿、証書類と照合し、予算の執行状況の適否について検討するとともに、審査の必要に応じて各関係者の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された決算書及び付属書類は、計数的に正確であり、政令で定める書類、その他の証書類も適正に整備されていた。

また、予算の執行状況についても妥当であると認められた。

5 審査委員の意見

審査に付された決算書等につきましては、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、諸書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認められます。

決算内容を令和４年度と比べますと、歳出総額で約１８億８千５百万円増加しておりますが、広域化による高機能消防指令センター整備と、富田林消防署のはしご車整備が増加の主な要因となっており、この２件の広域化による増加を除きますと歳出はおおむね例年どおりとなっております。

また、広域関連事業等は、有利な地方債の緊急防災・減災事業債を活用しており、その他の消防広域化初期費用には特別交付税が措置され、大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金も受入れておりますので、予算執行状況としては適切であったと判断します。

入札、検査等の業務につきましては、繰越明許が1件ございましたが、消防車両や資機材の更新もおおむね計画どおり進んでおり、適正と認められます。

要望といたしまして、8市町村による消防広域化が実現され、通常の災害対応力は強化されていると感じておりますが、近年相次いで発生している地震、台風、集中豪雨などの大規模自然災害にも適切に対応するため、新たに創設された部隊には、対応資機材の充実を図り、より高度な専門教育を進めていくようお願いいたします。

併せて、組織力強化に最も重要な、優れた人材の確保や育成に向け、効果的な採用選考と研修派遣による教育などにも重点を置いていただくようお願いいたします。

また、老朽化が進んでいる消防庁舎につきましては、防災拠点の要となるため、消防組合で策定中の公共施設等総合管理計画を早期に完成させ、計画的に必要な予算措置を講じていただくようお願いいたします。

おわりに、広域化後も引き続き組合構成市町村との緊密な協議を行い、各消防団などの関係団体とも連携強化を図りながら、消防体制の充実強化に努めるよう強く要望します。

大 阪 南 消 防 組 合
代表監査委員 巽 完次
監 査 委 員 三島 克則